昭27.3.12.

# 官報

## 主要目次

### 省令

○厚生省所管不動産登記嘱託職員の指定に関する省令の一部改正 一八九頁
○福井特別都市計画事業下水道受益者負担に関する件の一部改正 一八九
○地方建設局組織規程の一部改正 一八九

### 告示

○特定財産の管理解除 一八九
○ドイツ財産でなくなつた財産指定 一八九
○無線局免許 一九〇
○海上保安庁所属中央固定局の通信の相手方変更 一九〇
○連合国財産管理人解任 一九六
○新潟県商工信用協同組合割増金附商工定期貯金の細目等 一九六
○第十二回医師国家試験を施行する場所、日時並びに受験願書の提出期間及び提出場所等 一九七
○生活保護法による医療機関指定 一九八
○仕向国における特許権等を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正 一九八
○平野郵便局に電報配達事務開始 一九八
○昭和二十六年七月十四日福島県告示(保編)第一号の一部訂正 一九八

### 公共企業体事項

○福浪線浪江・磐城大堀間に一般乗合旅客自動車運送事業開始 二〇〇

## 省令

**◉厚生省令第八号**

厚生省所管不動産登記嘱託職員の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日

厚生大臣 吉武恵市

### 厚生省所管不動産登記嘱託職員の指定に関する省令の一部を改正する省令

厚生省所管不動産登記嘱託職員の指定に関する省令（昭和二十五年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

「大臣官房会計課長」を「大臣官房会計課長 大臣官房国立公園部長」に、「引揚援護庁次長」を「引揚援護庁長官官房総務課長」に、「国立公衆衛生院長」を「国立公衆衛生院長 国立精神衛生研究所長」に改め、「国立健康保険療養所長」を削り、「地方引揚援護局長」を「地方引揚援護局次長」に改める。

**附則**

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月十八日から適用する。但し、国立精神衛生研究所長については昭和二十七年一月一日、国立健康保険療養所長については昭和二十六年四月一日から適用する。

**◉建設省令第三号**

福井特別都市計画事業下水道受益者負担に関する件の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日

建設大臣 野田卯一

### 福井特別都市計画事業下水道受益者負担に関する件の一部を改正する省令

福井特別都市計画事業下水道受益者負担に関する件（昭和二十三年総理庁令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三條から第五條までを次のように改める。

**第三條** 受益者の負担金の総額は、事業費の三分の一とする。

**第四條** 各受益者の負担金額は、負担金の総額の半額を各受益者の土地の地積に比例して配分した金額と、他の半額をその土地の価格を基準として配分した金額との合計額とする。

前項の規定による土地の価格及びこれを基準として負担金を配分する方法は、條例で定める。

**第五條** 削除

第七條に次の一項を加える。

第一項に規定する下水道に関する設備が道路としての効用を兼ねるもの及びこれに道路としての効用を兼ねさせるために要する事業費は、市長が認定する。

第八條を次のように改める。

**第八條** 削除

第九條第一項を次のように改める。

**第九條** 各受益者の負担金は、当該排水区の事業着手の日の現在により、市長の定める期日に、各受益者より納付させる。

第九條第三項中「各受益者の負担金額」を「各受益者の負担金額及び納付期日」に改める。

第十條中「前條第三項の決定通知の日」を「前條第一項の納付期日」に改める。

第十二條第一項に次の一号を加える。

五 市長が、貧困により生活のため公私の扶助を受けている者その他特別の事情がある者について必要があると認めたとき。

**附則**

1 この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際既に徴収している負担金の額が改正後の第四條の規定による各受益者の負担金額を超過するときは、超過する部分については、第十一條の例によつて、これを還付しなければならない。

**◉建設省令第四号**

地方建設局組織規程（昭和二十四年建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十二日

建設大臣 野田卯一

別表第一九州地方建設局の項中南九州国道工事事務所の次に

| | | |
|---|---|---|
| 「鹿児島国有海岸工事事務所 | 鹿児島市 | 鹿児島市郡元町所在国有海岸の災害復旧工事」 |

を加える。

**附則**

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月一日から適用する。

## 告示

**◉総理府告示第六十七号**

特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）第四條の二の規定により、左に掲げる者は、それぞれ左に掲げる日をもつて特定人でなくなつた。

従つてその者の有し又は有していた特定財産の管理は解除された。

昭和二十七年三月十二日

内閣総理大臣 吉田茂

| 氏名 | 特定人でなくなつた日 |
|---|---|
| 浅川喜男 | 昭和二十七年二月八日 |
| 泉毅一 | 昭和二十七年二月八日 |
| 斎藤利雄 | 昭和二十七年二月八日 |
| 竹内磬 | 昭和二十七年二月八日 |
| 渡辺睦祐 | 昭和二十七年二月八日 |
| 呉振武 | 昭和二十七年二月八日 |

**◉総理府告示第六十八号**

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第三條第一項の規定に基き、昭和二十七年二月二十七日左に掲げる財産を指定した。

よつて前項の財産は、指定の日からドイツ財産でなくなつた。

昭和二十七年三月十二日

内閣総理大臣 吉田茂

一、ドイツ人ジャン・クリスチャンに属していた次の不動産

| 種類 | 数量 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建物（家屋番号百八十六番） | 一棟総坪六十一坪九合六勺 | 横浜市中区本郷町三丁目百五十六番地 |

一、ドイツ人ジャン・クリスチャン名義の次の銀行預金又は郵便貯金

| 種類 | 金額 | 銀行又は貯金局名 |
|---|---|---|
| ㈠普通預金 | 三百三十五円八十銭（昭和二十七年二月二十七日現在） | 横浜市中区本町二丁目二十二番地 大阪銀行横浜支店 |
| ㈡郵便貯金（八口） | 二百八十円九十五銭（昭和二十六年十一月二十日現在） | 横浜地方貯金局 |

毎日文庫

昭27.3.12.　第7552号

### ◉電波監理委員会告示第九百八十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月十六日　第一三六二号
二　免許人の名称　東通電気株式会社
三　無線局の種別　実験局
四　無線局の目的　VHF／AM移動無線電話の研究のため、実験を行う。
五　通信の相手方　東通電気株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六　通信事項　実験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十九年二月十五日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国
常置場所　川崎市塚越三丁目四八四番地　東経一三九度四一分　北緯三五度三一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JJ2A　A三　一五一・八九Mc　水晶発振　終段陽極変調　一W
十　空中線の型式及び構成　垂直ダイポール(分岐阻止回路付)
十一　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第九百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月十六日　第一三六三号
二　免許人の名称　東通電気株式会社
三　無線局の種別　実験局
四　無線局の目的　VHF／AM移動無線電話の研究のため、実験を行う。
五　通信の相手方　東通電気株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六　通信事項　実験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十九年二月十五日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国
常置場所　川崎市塚越三丁目四八四番地　東経一三九度四一分　北緯三五度三一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JJ2B　A三　一五一・八九Mc　水晶発振　終段陽極変調　一W
十　空中線の型式及び構成　垂直ダイポール(分岐阻止回路付)
十一　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第九百八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十六日　第一三六九号
二　免許人の名称　日本無線株式会社
三　無線局の種別　実験局
四　無線局の目的　船舶用レーダーの研究のため、実験を行う。
五　通信事項　実験に必要な事項
六　免許の有効期限　昭和二十八年二月二十五日
七　設置場所　三鷹市上連雀九三〇番地　東経一三九度三三分　北緯三五度四一分
八　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
P〇　九、三七五Mc　マグネトロン発振　三〇KW
九　空中線の型式及び構成　廻転式反射鏡付電磁ホーン
十　運用許容時間　常時
十一　その他　周波数帯幅は九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

### ◉電波監理委員会告示第九百九十号

海上保安庁所属中央固定局の通信の相手方は、昭和二十七年二月二十九日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一二一八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務及び特別業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の塩釜、名古屋、神戸、広島、門司、佐世保、舞鶴、新潟及び小樽の各固定局
六　通信事項　1.海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2.不時着連合軍航空機の搭乗員の救助に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　送信所　千葉市検見川町　東経一四〇度〇五分　北緯三五度三九分
通信所　東京都千代田区霞ヶ関二丁目一番地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JNA―20　(注一、四)A一　四、一五〇kc　水晶発振　三〇〇W
JNA―21　(注二、四)A一　七、五四五kc　〃　五〇〇W
JJC
JJC―3　}（注三）　A一　{　三九kc　〃　五KW
九、二六〇kc　〃　一・五KW
十　空中線の型式及び構成　傘型、ダブレット
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　(注一)の周波数の使用は、夜間に限る。
(注二)の周波数の使用は、昼間に限る
(注三)の周波数の使用は、通信事項中第二号の通信を行う場合に限る。
(注四)の周波数の使用は、海上保安庁所属の塩釜、名古屋、神戸、広島、門司、佐世保、舞鶴、新潟及び小樽の各固定局と通信を行う場合に限る。

### ◉電波監理委員会告示第九百九十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十九日　第一三七六号
二　免許人の名称　東日本重工業株式会社
三　無線局の種別　簡易無線局

四　無線局の目的　船舶修理事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五　通信の相手方　東日本重工業株式会社所属の常置場所を中心として半径五〇Km以内の海上を移動範囲とする簡易無線局
六　通信事項　船舶修理に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　横浜市西区緑町三丁目四番地の二　東経一三九度三八分　北緯三五度二七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JKX―30　A三　一五四・五三Mc　水晶発振　終段陽極変調　三W
十　空中線の型式及び構成　垂直ダイポール(分岐阻止回路付)
十一　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第九百九十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十九日　第一三七七号
二　免許人の名称　東日本重工業株式会社
三　無線局の種別　簡易無線局
四　無線局の目的　船舶修理事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五　通信の相手方　東日本重工業株式会社所属の横浜簡易無線局
六　通信事項　船舶修理に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　常置場所を中心として半径五〇Km以内の海上
常置場所　横浜市西区緑町三丁目四番地の二　東経一三九度三八分　北緯三五度二七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JKX―31　A三　一五四・五三Mc　水晶発振　終段陽極変調　〇・五W
十　空中線の型式及び構成　垂直ダイポール(分岐阻止回路付)
十一　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第九百九十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十九日　第一三七八号
二　免許人の名称　東日本重工業株式会社
三　無線局の種別　簡易無線局
四　無線局の目的　船舶修理事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五　通信の相手方　東日本重工業株式会社所属の横浜簡易無線局
六　通信事項　船舶修理に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　常置場所を中心として半径五〇Km以内の海上
常置場所　横浜市西区緑町三丁目四番地の二　東経一三九度三八分　北緯三五度二七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JKX―32　A三　一五四・五三Mc　水晶発振　終段陽極変調　〇・五W
十　空中線の型式及び構成　垂直ダイポール(分岐阻止回路付)
十一　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第九百九十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月三日　第三三三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　実験局
四　無線局の目的　混信調査を行うため、実験を行う。」
五　通信事項　実験に必要な事項
六　承認の有効期限　昭和二十八年三月二日
七　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　京都府内及びその周辺
常置場所　京都府上京区新町通下立売上ル藪之内町　東経一三五度四六分　北緯三五度〇一分
八　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP4AA　F三　{　三一・八五Mc　三三・八九Mc　三九・八三Mc　四一・五七Mc　}　水晶発振　リアクタンス管位相変調　一五W
九　空中線の型式及び構成　垂直ダイポール
十　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第九百九十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十九日　第一七二一号
二　免許人の名称　飯野海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、飯野海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十八日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　国島丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JAGG
救命艇　JAGG―22
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一、A二　{　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc　}
A一　{　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc　}
水晶発振　A二　終段抑制格子変調
A一　一KW
但し、中波は五〇〇W六、六五〇kcは三〇〇W
A二　二〇〇W

P.190

昭27.3.12.　第7552号

補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
特殊設備　レーダー　P〇　九、三九〇Mc　マグネトロン発振　五〇KW
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、逆V型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時
十四　その他　救命艇　A二　五〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

## ◉電波監理委員会告示第九百九十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十二日　第一五七四号
二　免許人の氏名　仲村米吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十一日
八　設置場所　第三照丸（主たる停泊港　船形）
九　呼出名称　さんごうてるまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、九五五kc　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第九百九十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十四日　第八二二五号
二　免許人の氏名　金内一郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内、紋別の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十三日
八　設置場所　第五千歳丸（主たる停泊港　枝幸）
九　呼出名称　だいごちとせまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第九百九十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十三日　第八二二七号
二　免許人の氏名　松村幸吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　紋別、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十二日
八　設置場所　第八松栄丸（主たる停泊港　枝幸）
九　呼出名称　だいはちまつえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第九百九十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十四日　第九五六二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する通信
七　承認の有効期限　昭和三十一年十二月十三日
八　設置場所　ひなげし（主たる停泊港　伏木）
九　呼出名称　じゆんしせんひなげし
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、一四〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　ホイップ
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第千号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第六六一〇号
二　免許人の氏名　岸　亀吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　福岡漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月二十五日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第一大栄丸（主たる停泊港　福岡）
九　呼出符号及び呼出名称　JGUB　だいいちだいえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　四二五kc　五〇〇kc　一、五八〇kc
A一、A二、A三　一、六一〇kc　一、九三〇kc
A一　五、五二〇kc　五、五七〇kc
水晶発振　A二　リップル変調　A一、A二　一二五W
A三　終段抑制格子変調　A三　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第千一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月四日　第九〇三三号
二　免許人の氏名　本間五右エ門
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　新潟県漁業海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月三日
八　設置場所　第七彌彦丸（主たる停泊港　新潟）
九　呼出名称　だいしちやひこまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段C級抑制格子変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第千二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十八日　第八二二四号
二　免許人の氏名　千野秀松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十七日
八　設置場所　第二十三金星丸（主たる停泊港　釧路）
九　呼出名称　だいにじゆうさんきんせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　一、六二〇kc　二、六五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第千三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十七日　第六六〇六号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　枕崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月十六日
八　設置場所　第五あさひ丸（主たる停泊港　串木野）
九　呼出符号及び呼出名称　JGPC　たいようだいごあさひまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇kc　一、九〇五kc
A一、A二、A三　一、六二〇kc　一、九五五kc
A一　三、七〇〇kc
水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二　二〇W　A三　一五W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

## ◉電波監理委員会告示第千四号

こまどり無線局の呼出名称は、昭和二十六年六月二十日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日
電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五九四号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　こまどり（主たる停泊港　秋田）
九　呼出符号及び呼出名称　JCDM　じゆんしせんこまどり

昭27.3.12.　第7552号

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六一〇kc　六二〇kc
A一　一、〇八六kc　一、一七〇kc
A三　一、六一〇kc　一、六二〇kc　二、一四〇kc　二、七八五kc
水晶発振　終段抑制格子変調
A一　一二五W
A二　五〇W
A三　三〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第千五号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百十号すずなみ無線局の呼出名称は、昭和二十六年十月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「すずなみ」を「じゆんしせんすずなみ」に改める。

### ◉電波監理委員会告示第千六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百七十八号わかづき無線局の呼出名称は、昭和二十六年十月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「わかづき」を「じゆんしせんわかづき」に改める。

### ◉電波監理委員会告示第千七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月十三日　第三一六四号
二　免許人の名称　大阪市公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　大阪市公安委員会所属の実用化試験局（基地局）並びに大阪市内及びその周辺を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項　1.警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年二月十二日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　大阪市内及びその周辺
常置場所　大阪市東区杉山町無番地　東経一三五度三二分　北緯三四度四一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おうさかじゆうさんごう　F三　一四八・五三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第千八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百十七号べにづる無線局の呼出名称は、昭和二十六年十月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「べにづる」を「じゆんしせんべにづる」に改める。

### ◉電波監理委員会告示第千九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百二十九号やませみ無線局の呼出名称を、昭和二十六年五月十六日指定したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項を次のように改める。

九　呼出符号及び呼出名称　JDKP　やませみ

### ◉電波監理委員会告示第千十号

友川丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年五月三十一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三三二一号
二　免許人の名称　川崎汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　川崎汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　友川丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JBBK
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、五〇〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc
水晶発振　リップル変調　二五〇W
補助装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
水晶発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

### ◉電波監理委員会告示第千十一号

宮島丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年七月十六日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六六五号
二　免許人の名称　内外運輸産業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、内外運輸産業株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　宮島丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JMLJ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc
第一、第二装置　水晶発振　第一装置　A二　リップル変調　二五〇W
補助装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第千十二号

第五山水丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二十三日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一二九七号
二　免許人の名称　太平洋海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、太平洋海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第五山水丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JPXD
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主発振
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc
A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc
第一装置　中波　主発振　短波　水晶発振　第二装置　水晶発振
A二　リップル変調
A一　一KW　但し、中波及び六、六五〇kcは二五〇W
A二　二五〇W
補助装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc
主発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第千十三号

香取丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月三日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七六二一号
二　免許人の氏名　水野良吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　香取丸（主たる停泊港　小名浜）
九　呼出符号及び呼出名称　JKZI　かとりまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇kc　一、六一〇kc　一、六二〇kc　一、九〇五kc　一、九五五kc
A三　一、六一〇kc　一、六二〇kc　一、九五五kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc
水晶発振　終段陽極変調
A一、A二　三五W
A三　四〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

### ◉電波監理委員会告示第千十四号

第十日の丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年八月二十一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三三二一号
二　免許人の名称　日の丸汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　日の丸汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第十日の丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JFWT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 主装置 | A一、A二 | 三七五kc<br>四〇〇kc<br>四二五kc<br>五〇〇kc | 主発振 | リップル変調 | 二五〇W |
| | A一 | 五、四二〇kc<br>五、五七〇kc<br>六、六五〇kc<br>八、二八〇kc<br>八、四三五kc<br>八、五〇〇kc | 水晶発振 | | |
| 補助装置 | A二 | 三七五kc<br>四〇〇kc<br>四二五kc<br>四六八kc<br>五〇〇kc | 主発振 | リップル変調 | 五〇W |

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

### ◉電波監理委員会告示第千十五号

広久丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十月三日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三三〇七号
二　免許人の名称　広海汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、広海汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　広久丸（主たる停泊港　大阪）
九　呼出符号　JGGW
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 主装置 | A一、A二 | 三七五kc<br>四〇〇kc<br>四二五kc<br>四六八kc<br>五〇〇kc | 主発振 | リップル変調 | 二五〇W |
| | A一 | 五、四二〇kc<br>五、五七〇kc<br>六、六五〇kc<br>八、二八〇kc<br>八、四三五kc<br>八、五〇〇kc | 水晶発振 | | |
| 補助装置 | A一、A二 | 三七五kc<br>四〇〇kc<br>四二五kc<br>四六八kc<br>五〇〇kc | 主発振 | リップル変調 | 五〇W |

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

### ◉大蔵省告示第四百五十八号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、フレーザー同族株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目二番の一）を昭和二十七年三月五日に解任した。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

| 種類 | 数量 | 所在地 |
|---|---|---|
| ヘルム・ブラザース・リミテッドの発行する株式百株の株券 | 二枚 | 東京都千代田区丸の内一丁目二番の一 |

### ◉大蔵省告示第四百五十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、新潟県商工信用協同組合割増金附商工定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　新潟県商工信用協同組合割増金附商工定期貯金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月三十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 二〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 三、〇〇〇 | 一 |
| 二等 | 五〇〇 | 一八 |
| 三等 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 四等 | 五〇 | 三〇〇 |
| 五等 | 二〇 | 九、五八〇 |
| 計 | | 一〇、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月三十日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

### ◉大蔵省告示第四百六十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、非波信用組合第一回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　非波信用組合第一回平和定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口五百円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもって一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 一、〇〇〇 | 四 |
| 二等 | 五〇〇 | 二〇 |
| 三等 | 一〇〇 | 五〇 |
| 四等 | 五〇 | 一五〇 |
| 五等 | 三五 | 三〇〇 |
| 六等 | 二四 | 九、四七五 |
| 計 | | 一〇、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十九日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月二十四日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

### ◉大蔵省告示第四百六十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回中加積信用組合割増金附福徳定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回中加積信用組合割増金附福徳定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 三、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 一、〇〇〇 | 三 |
| 二等 | 五〇〇 | 二〇 |
| 三等 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 四等 | 五〇 | 二〇〇 |
| 五等 | 三〇 | 六七六 |
| 計 | | 一、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十二日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月十七日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

### ◉大蔵省告示第四百六十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、小浜信用組合割増金附第二回幸運定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　小浜信用組合割増金附第二回幸運定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 五、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 一、〇〇〇 | 一 |
| 二等 | 五〇〇 | 二 |
| 三等 | 一〇〇 | 三〇 |
| 四等 | 五〇 | 六〇 |
| 五等 | 三〇 | 三〇〇 |
| 六等 | 二〇 | 二、六〇六 |
| 計 | | 三、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十五日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

### ◉大蔵省告示第四百六十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、水橋信用組合割増金附たから定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　水橋信用組合割増金附たから定期積金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡給付金額　一口六千円
㈢掛金の額及び回数　五百円　十二回
㈣抽せん権　全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附與する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月三十日まで。
四　割増金　抽せん権五百個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五、〇〇〇 | 二 |
| 二等 | 一、〇〇〇 | 五 |
| 三等 | 五〇〇 | 一〇 |
| 四等 | 二〇〇 | 三〇 |
| 五等 | 三〇 | 四五二 |
| 計 | | 五〇〇 |

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

### ◉大蔵省告示第四百六十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、愛知県農協第十一回愛農定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　愛知県農協第十一回愛農定期貯金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月三十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五千個をもって一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は一等のうちから定める。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特賞 | 三〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 三、〇〇〇 | 九 |
| 二等 | 四〇〇 | 五〇 |
| 三等 | 一〇〇 | 五〇〇 |
| 四等 | 三〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 五等 | 二〇 | 三九、四四〇 |
| 計 | | 五〇、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十一日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

### ◉厚生省告示第五十六号

医師法施行規則により、第十二回医師国家試験を施行する場所、日時並びに受験願書の提出期間及び提出場所等を次のように定める。

昭和二十七年三月十二日　厚生大臣　吉武　恵市

一、場所
札幌、弘前、盛岡、仙台、前橋、東京、千葉、新潟、金沢、松本、名古屋、京都、大阪、岡山、善通寺、福岡、長崎、熊本、鹿児島
二、日時
昭和二十七年五月三日(土)、五月四日(日)、五月五日(月)の三日間毎日午前九時から

三、受験願書の提出期間及び提出場所

昭和二十七年四月一日から同四月十五日まで

右期間中に必ず到着するよう、希望受験地を管轄する各臨時医師国家試験事務所（別記参照）に提出すること。なお、受験願書が受理されたかどうかを知ろうとする者は、あて先を記載したはがきを添附して提出する。

四、受験者は、昭和二十七年四月二十八日から試験開始の前日（日曜日、休日を除く。）までの午前九時から午後五時まで（土曜日は午前九時から正午まで）の間に受験願書を提出した各臨時医師国家試験事務所に出頭して受験票を受け取り、且つ、試験場等を照会すること。但し、弘前、盛岡、前橋、新潟、金沢、松本、長崎、熊本及び鹿児島において受験する者に対する受験票の交付日時及び場所は、受験願書を受理した各臨時医師国家試験事務所からそれぞれ本人に直接通知する。

五、試験手数料は、必ず八百円の印紙を用いて受験願書にちよう附すること。

六、出願に関する書式は、医師法施行規則第十三條の規定を参照すること。但し、写真用台紙は、各臨時医師国家試験事務所及び各実地修練指定病院等に配布してある厚生省制定のものを使用すること。

七、受験願書記載の現住所及び氏名には、ふりがなをつけること。なお、願書提出後住所を変更した者は、直ちに願書提出先に申し出ること。

八、受験願書には、必ず受験者希望地を記載すること。但し、願書提出期限後は、いかなる事由があつても受験地の変更を許さない。

（別記）

臨時医師国家試験事務所所在地

| 試験地 | 事務所所在地 |
|---|---|
| 札幌 | 札幌市南一條西十八丁目　厚生省北海道医務出張所内 |
| 弘前<br>盛岡<br>仙台 | 仙台市原町南の目　厚生省東北医務出張所内 |
| 前橋<br>千葉<br>東京<br>新潟 | 東京都千代田区大手町　厚生省関東信越医務出張所内 |
| 金沢<br>松本<br>名古屋 | 名古屋市中区南外堀町　厚生省東海北陸医務出張所内 |
| 京都<br>大阪 | 大阪市東区法円坂町　厚生省近畿医務出張所内 |
| 岡山 | 岡山市上伊福宮の西　国立岡山病院内 |
| 善通寺 | 香川県仲多度郡善通寺町　厚生省四国医務出張所内 |
| 福岡<br>長崎<br>熊本<br>鹿児島 | 福岡市大名町　厚生省九州医務出張所内 |

◉**厚生省告示第五十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條の規定による医療機関として次のものを指定する。

昭和二十七年三月十二日　厚生大臣　吉武　恵市

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 珪肺労災病院 | 栃木県塩谷郡藤原町 |

◉**通商産業省告示第五十六号**

昭和二十六年一月通商産業省告示第十九号（輸出貿易管理令別表第一第三十号の規定に基く仕向国における特許権、意匠権、商標権または著作権を侵害するおそれのある貨物の指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十二日　通商産業大臣　高橋龍太郎

8　第三項に次のように加える。

「Raleigh」、「Brampton」、「Phillips」、「B.S.A.」、「Terry」、「Hima」またはこれらと類似の商標をつけた自転車および同部分品

◉**電気通信省告示第六十四号**

昭和二十七年二月一日から次の郵便局に窓口交付の例による電報配達事務を開始した。

昭和二十七年三月十二日　電気通信大臣　佐藤　栄作

| 名称 | 位置 | 取扱時間 平日 | 取扱時間 土曜日 | 取扱時間 日曜、祭日 |
|---|---|---|---|---|
| 平野（ひらの）郵便局 | 山形県西置賜郡平野村 | 午前八、三〇－午後五、〇〇まで | 午前八、三〇－午後〇、三〇まで | 取り扱わない。 |

◉**福島県告示（保指）第一号**

昭和二十六年七月十四日福島県告示（保編）第一号の一部を次のように訂正する。

昭和二十七年三月十二日　福島県知事　大竹　作摩

二四二頁四段三十一行目「三八六」を削る。

## 国会事項

### ○衆議院

◉**通知書受領及通知**　三月十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は参議院議員小滝彬が国際捕鯨委員会委員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

又同日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は外国為替管理委員会委員長に木内信胤を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

◉**議案提出**　三月十日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

◉**議案受領**　三月十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

住宅緊急措置令等の廃止に関する法律案

◉**議事日程**　三月十一日の議事日程は次の通り。

議事日程　第十八号

昭和二十七年三月十一日（火曜日）

午後一時開議

第一　経済安定本部顧問を命ずるにつき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

第二　放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

第三　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案（内閣提出）

第四　一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

### ○参議院

◉**議案受領（予備審査）**　三月十日内閣から左の議案が送付された。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

◉**議案付託（予備審査）**　三月十日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

日本専売公社法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
　大蔵委員会に付託

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案（閣法第五四号）
　内閣委員会に付託

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）
　農林委員会に付託

◉**請願書及び陳情書送付**　三月十日議院において採択することを議決した葉たばこ収納代金前渡しに関する請願外三十五件の請願および呉市に国民金融公庫支所設置の陳情外六件の陳情は各意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

◉**報告書提出**　三月六日委員長から左の報告書を提出した。

外務委員会請願審査報告書第三号同特別報告第三号

外務委員会陳情審査報告書第四号同特別報告第四号

三月七日委員長から左の報告書を提出した。

大蔵委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

## 叙任及び辞令

### ○公正取引委員会

総理府事務官　鈴木　篤蔵

十一級一号俸を給する

公正取引委員会事務局名古屋地方事務所長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）

同　河村　東洋

公正取引委員会事務局名古屋地方事務所附を命ずる

---

同　小幡　琢也

公正取引委員会事務局調査部調査第一課兼務を命ずる

同　石上善太郎

願に依り本官を免ずる（以上三月十日）

### ○法務府

法務府事務官　大日方　直
同　君塚安治郎
同　荒井　義蔵
（各通）

法制意見第四局勤務を命ずる（三月一日）

### ○文部省

◉昭和二十七年一月四日

乾　久朗

文部教官に任命する

◉昭和二十七年二月一日

長谷川悠紀夫
砂田　毅
（各通）

文部教官に任命する

文部教官　野村芳太郎

文部技官に兼ねて任命する

◉昭和二十七年二月十六日

小林茂三郎
阿南　功一
（各通）

文部教官に任命する

文部教官　那須　毅

兼ねて信州大学教授に補する（一月一日）

同　乾　久朗

大阪大学講師に補する（一月四日）

同　藤間　弘行

願により本官を免ずる（一月三十一日）

同　東　龍太郎

ノルウエー国へ出張を命ずる

同　長谷川悠紀夫
同　砂田　毅
（各通）

大阪大学助手を命ずる

文部技官　野村芳太郎

九州大学施設課長を命ずる（以上二月一日）

文部教官　矢沢　亀吉

岐阜大学農学部附属演習林長に補する（二月十五日）

同　小林茂三郎
同　阿南　功一
（各通）

東京医科歯科大学講師に補する

同　原　吉雄

愛知学芸大学附属図書館名古屋分館長に補する

同　前川　正夫

愛知学芸大学附属図書館安城分館長に補する（以上二月十六日）

同　開　誠

願により本官を免ずる（二月二十九日）

文部事務官　岩倉　武嗣

管理局教育施設部学校給食課長を命ずる

同　宮川　孝夫

管理局教育施設部学校給食課長事務代理を免ずる

文部教官　島地　威雄

東京学芸大学教授に補する（以上三月一日）

### ○特許庁

通商産業事務官　多紀　崇徳
同　中柴　武雄
（各通）

審査第一部商標課兼務を命ずる（三月一日）

### ○運輸省

◉昭和二十七年三月一日

運輸事務官　俵口　東海

地方事務官に任命する

運輸事務官　香山富美男

船員労務官に補する（二月十六日）

地方事務官　大城　半吾

願に依り本官を免ずる（二月二十日）

運輸事務官　加賀美喜男
同　中津川美喜雄
同　古川　大斧
運輸技官　山田　正
（各通）

中央気象台勤務を命ずる

運輸事務官　加賀美喜男
同　中津川美喜雄
同　古川　大斧
同　西村　清
同　片山　隆吉
同　林　幸男
運輸技官　山田　正
（各通）

同　石井　達朗
地方事務官　佐藤　順一
同　川勝忠太郎
同　小西彦太郎
同　粟津市次郎

願に依り本官を免ずる（以上二月二十九日）

運輸事務官　大塚　新司

九級六号俸を給する

中央気象台勤務を命ずる

同　亀山　郁男

東海船員地方労働委員会事務局長を命ずる

船員労務官を免ずる

運輸技官　星野　肇

新潟海運局船員部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）

船員労務官に補する

運輸事務官　中山　英郎

東海船員地方労働委員会事務局長心得兼務を命ずる

運輸技官　奥野　睦夫

船員局労政課勤務を命ずる

船員労務官を免ずる

運輸事務官　藤井　芳男
同　藤原　実夫
（各通）

船員労務官に補する

同　佐藤　伯男

広島陸運局自動車部通運課長を命ずる

同　藤井　寛

広島陸運局鉄道部業務課長兼務を命ずる

地方事務官　岩田　武松

岐阜県陸運事務所輸送課長を命ずる

同　俵口　東海

九級八号俸を給する

福岡県陸運事務所輸送課長を命ずる

運輸事務官　政木　好登

中国海運局勤務を命ずる

地方事務官　観田　良平

石川県陸運事務所長心得兼務を命ずる

同　本江　茂雄

富山県陸運事務所長心得兼務を命ずる

運輸事務官　大塚　新司
同　奥田　録

同　石田　卯市
同　竹村　又七
同　奥邑　明
運輸技官　窪田　哲夫
同　吉田　英雄
同　梶田　芳男
（各通）
地方事務官　西田　龍吉
同　島田仙太郎
同　中村　忠義
同　佐藤　輝秀
同　山本　春代
同　西川喜八郎
同　小川　嘉門
地方技官　味香　啓次
同　渡辺　奨

願に依り本官を免ずる（以上三月一日）

運輸技官　安藤　英二

英国へ出張を命ずる

運輸事務官　木村　正雄
運輸技官　土屋　九一
同　亀山　忠直
同　川田　幸秋
同　西村　淳
（各通）

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

運輸事務官　中野　温

願に依り本官を免ずる（以上三月四日）

### ○労働省

◉昭和二十七年一月三十一日

安藤　正

労働技官に任命する

◉昭和二十七年二月一日

地方事務官　豊田　一夫
労働技官　小寺　雄
（各通）

労働事務官に任命する

労働事務官　林田　利行
同　中沢　博
同　榊田久次郎
同　宮地　由夫
同　長尾　完一
同　横井　時雄
同　関戸三津男
同　萩原　嘉久
同　湯沢　昇平
（各通）

地方事務官に任命する

◉昭和二十七年二月十六日

森山九左ヱ門

地方事務官に任命する

◉昭和二十七年二月二十九日

労働事務官　松尾　秀吉
同　川又　晋
（各通）

地方事務官に任命する

地方事務官　佐藤　和雄
同　仲田　金寿
（各通）

労働事務官に任命する

加藤　伝
松本　精
斎木　發正
船越　武男
伴藤　実
福田　伝市
松浦　武儀
岩崎達太郎
安達　誠
塩谷吉左衛門
山崎　季治
井口寿賀野
林野　正二
尾平　正義
（通各）

鳥取県地方職業安定審議会委員を命ずる（二十六年四月一日）

地方事務官　入江　初一

十級一号俸を給する

願に依り本官を免ずる（二十六年十二月二十日）

同　松崎　芳郎

失業保険特別会計地方監査官を命ずる（二月十日）

労働事務官　藤本　英三

療養を命ずる

同　伴谷　唯一

広島公共職業安定所長事務代理を命ずる（以上二月二十日）

労働技官　安藤　正

産業安全研究所勤務を命ずる

労働事務官　谷口　潔
地方事務官　臼井金四郎
労働事務官兼地方事務官　徳岡　安夫
（各通）

願に依り本官を免ずる（以上一月三十一日）

川島　武宣

失業保険審査会委員を免ずる

森　善治

中央職業安定審議会委員を免ずる

大倉　精一

中央職業安定審議会委員を命ずる

昭27.3.12.　第7552号

労働事務官　豊田　一夫
飾磨公共職業安定所長に補する
兵庫県職業安定監察官を免ずる
地方事務官　林田　利行
兵庫県労働部職業安定課勤務を命ずる
兵庫県職業安定監察官を命ずる
労働事務官　鈴木　又男
明石公共職業安定所長に補する
同　表　祐一
相生公共職業安定所長に補する
同　関　明
龍野公共職業安定所長に補する
同　津田　一郎
網干公共職業安定所長に補する
同　西脇　敬治
加古川公共職業安定所長に補する
同　福本　保一
西脇公共職業安定所長に補する
同　藤田　昭一
八鹿公共職業安定所長に補する
同　岡　耕三
神戸公共職業安定所勤務を命ずる
同　石橋亥太郎
柏原公共職業安定所長に補する
同　長谷川良雄
神戸公共職業安定所勤務を命ずる
地方事務官　中沢　博
兵庫県労働部職業安定課勤務を命ずる
同　新内　清次
願に依り本官を免ずる
労働事務官　小寺　雄
職業安定局失業保険課勤務を命ずる
失業保険審査官を命ずる
地方事務官　榊田久次郎
栃木県労働部失業保険徴収課長を命ずる
同　宮地　由夫
和歌山県経済部職業安定課長を命ずる
同　笹口　孝三
鹿児島県経済部職業安定課長を命ずる
同　辻　歳男
徳島県労働部職業安定課長を命ずる

同　長尾　完一
九級三号俸を給する
福島県労働部失業保険徴収課勤務を命ずる
同　横井　時雄
失業保険審査官を命ずる
十級八号俸を給する
愛知県労働部失業保険徴収課勤務を命ずる
同　関戸三津男
失業保険審査官を免ずる
神奈川県労働部職業安定課勤務を命ずる
労働事務官　藤田　保夫
神奈川県職業安定監察官を命ずる
横須賀公共職業安定所長に補する
同　山田　一郎
戸塚公共職業安定所長に補する
同　若名　謹二
相模原公共職業安定所長に補する
同　小瀬　利明
横浜公共職業安定所横浜労働出張所長を命ずる
地方事務官　萩原　嘉久
神奈川県労働部職業安定課勤務を命ずる
労働事務官　湯沢　昇平
平塚公共職業安定所長に補する
地方事務官　津曲　正
神奈川県労働部失業保険徴収課勤務を命ずる
労働事務官　渡辺　三郎
松阪公共職業安定所勤務を命ずる
地方事務官　長尾　完一
失業保険特別会計地方監査官を命ずる
同　橋本　久
福島県労働部職業安定課勤務を命ずる
労働事務官　川合　喜一
願に依り本官を免ずる
同　橋本　巖夫
金沢公共職業安定所長に補する
同　米沢　精一
小松公共職業安定所長に補する
失業保険審査官を免ずる

同　岡山　一男
那賀公共職業安定所牟岐出張所長に補する
同　宮城　明
那賀公共職業安定所長に補する
同　山本多喜夫
枚方公共職業安定所長に補する
同　中田政太郎
和泉佐野公共職業安定所長に補する
同　吉本　貞義
信濃橋公共職業安定所勤務を命ずる
坂本　喜一
（各通）　橋本登美子
東京都地方職業安定審議会委員を命ずる
大平　郁二
北海道地方職業安定審議会委員を命ずる（以上二月一日）
労働事務官　築添　正二
九級四号俸を給する
大臣官房会計課勤務を命ずる（二月十四日）
同　築添　正二
願に依り本官を免ずる（二月十五日）
地方事務官　大塚　頼司
願に依り本官を免ずる
同　徳江　嶂
群馬県労働部失業保険徴収課長を命ずる
同　森山九左ヱ門
九級六号俸を給する
埼玉県労働部失業保険徴収課勤務を命ずる（以上二月十六日）
労働事務官　関谷　昇
同　小林　義一
（各通）
願に依り本官を免ずる
地方事務官　武市　春一
十一級二号俸を給する
願に依り本官を免ずる
同　松尾　秀吉
静岡県労働部職業安定課勤務を命ずる
労働事務官　深沢　晟
三島公共職業安定所長に補する
同　上野　米二
富士宮公共職業安定所長に補する

地方事務官　石井　清司
十一級二号俸を給する
願に依り本官を免ずる
同　祖山　徳治
願に依り本官を免ずる
労働事務官　佐藤　和雄
水戸公共職業安定所長に補する
茨城県職業安定監察官を免ずる
同　川又　晋
十級三号俸を給する
茨城県経済部職業安定課勤務を命ずる
茨城県職業安定監察官を命ずる（以上二月二十九日）
同　浅野　進
願に依り本官を免ずる（三月一日）

## ○経済安定本部

経済安定事務官　岡本　俊彦
東京管区経済局物価部勤務を命ずる
同　鈴木　武男
高松管区経済局査察部査察第二課長事務取扱を命ずる
経済調査官　大谷喜八郎
（各通）　経済安定事務官　保科　一明
同　岡本　俊彦
願に依り本官を免ずる（以上二月二十九日）

## 公共企業体事項

### ○日本国有鉄道

**◉日本国有鉄道組織規程**（昭和24年6月日本国有鉄道公示第42号）の一部を次のように改正し、昭和27年3月16日から施行する。

昭和27年3月12日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

第17条及び第18条を次のように改める。

**第17条及び第18条**　削除

**◉日本国有鉄道公示第79号**

国鉄自動車路線名称（昭和24年6月日本国有鉄道公示第31号）の一部を次のように改正し、昭和27年3月15日から施行する。

昭和27年3月12日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

福浪線の部を次のように改める。

福浪線　福島、浪江間、川俣鉄砲町川俣中島間、浪江上町請戸間及浪江磐城大堀間

**◉日本国有鉄道公示第80号**

昭和27年3月15日から福浪線浪江・磐城大堀間において、次の各号によつて一般乗合旅客自動車運送事業を開始する。

昭和27年3月12日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　停車場及びキロ程

| 停車場名 | 所在地 | キロ程 | |
|---|---|---|---|
| 浪江 | （福浪線既設停車場） | | |
| 丈六公園 | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬 | 浪江・丈六公園間 | 2キロメートル |
| 酒井 | 同県同郡大堀村大字酒井 | 丈六公園・酒井間 | 2〃 |
| 谷津田 | 同県同郡同村大字谷津田 | 酒井・谷津田間 | 1〃 |
| 井手 | 同県同郡同村大字井手 | 谷津田・井手間 | 1〃 |
| 上河原 | 同県同郡同村同大字 | 井手・上河原間 | 1〃 |
| 磐城大堀 | 同県同郡同村大字大堀 | 上河原・磐城大堀間 | 1〃 |

2　取扱範囲

前号の停車場中浪江停車場においては一般運輸営業を、その他の停車場においては旅客に限り取扱をする。

---

**◉日本国有鉄道公示第81号**

旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）の一部を次のように改正し、昭和27年3月15日から施行する。

昭和27年3月12日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月12日鉄道公報参照）

## 法務府公告

### ○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

横浜区検察庁

○昭和二十五年押第一八五五号（鈴木菊夫窃盗事件）
一、立会封金　二千円
二、同　一万円
○昭和二十六年押第一一九号（金山とみ子食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　一千五十六円
○同押第一五一号（井上清窃盗事件）
一、下駄　二足
○同押第二四九号（新妻昭一同）
一、銅　二貫三百匁
二、真鍮　百匁位
○同押第三三九号（久保三郎同）
一、野球帽　一個
二、雨外被　一枚
○同押第四四四号（志村義房同）
一、男物腕時計　一個
二、女物腕時計　一個
○同押第二七九号（野田好太郎同）
一、男物茶色ギャバジンズボン　一本
二、子供用茶色コールテンズボン　一本
三、婦人用木綿サージ紺ズボン　一本
四、男物紺サージズボン　二本
五、赤色花模様銘仙　一反
六、男物茶色交織ズボン　一本
七、男子供用紺色木綿ズボン　一本
八、男物薄茶色メリヤスシャツ　一枚
九、子供用紺色木綿ズボン　一本
○同押第四九〇号（菅原辰男外二名同）
一、ペンチ　一丁
○同押第五一四号（黒沢正宣同）
一、女物パジャマ　一枚
○同押第一三〇二号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　七千五百六十四円
○同押第一三〇四号（同）
一、同　二千十九円
二、白布袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第一三〇五号（同）
一、米　換価金　一千六百七十三円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　三枚
○同押第一三〇七号（同）
一、米　換価金　一千八百四十六円
二、布袋　一枚
三、紙袋　一枚
四、風呂敷　二枚
○同押第一三一九号（同）
一、米　換価金　二千五百九十六円
○同押第一四六五号（同）
一、同　一千六百七十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第一四六四号（同）
一、米　換価金　一万百二十三円
二、紙袋　三枚
三、布袋　六枚
四、風呂敷　六枚
五、麻袋　一枚
六、手提袋　二個
七、リュックサック　一個
八、ボストンバッグ　一個
○同押第一六三三号（同）
一、米　換価金　一千二百十二円
二、風呂敷　四枚
三、ボール箱　二個
四、紙袋　二枚
○同押第一六三四号（同）
一、米　換価金　八百八円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　二枚
四、弁当箱　二個
○同押第一六三五号（同）
一、米　換価金　三千七百七十八円
二、風呂敷　三枚
三、紙袋　三枚
○同押第一六三六号（同）
一、米　換価金　二千十九円
二、紙袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同押第一六五三号（婆利正窃盗事件）
一、女物下駄　一足
○同押第一七一七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　八百八円
二、紙袋　一枚
三、布紐　一本
○同押第一七四八号（前田清窃盗事件）
一、男物赤短靴　一足
二、ゴム製半長靴　一足
○同押第一三〇八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　一千七百三十円
二、布袋　二袋
三、風呂敷　一枚
○同押第一三三一号（豊田義夫遺失物横領事件）
一、赤皮製手提鞄　一個
二、洋傘　一本
三、弁当箱　一個
四、英語読本　二冊
○同押第一三三六号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　一千九百四円
二、布袋　三袋
三、黒風呂敷　一枚
四、ボール箱　一個
○同押第一三四二号（同）
一、米　換価金　五千十八円
二、荷札　二枚
○同押第一三四三号（同）
一、米　換価金　二千七十七円
二、布袋　三枚
三、風呂敷　一枚
四、籠　一個
○同押第一三四五号（同）
一、米　換価金　一千六百十五円
二、布袋　四枚
三、風呂敷　四枚
四、弁当箱　一個
○同押第一三五〇号（同）
一、米　換価金　四千百二十六円
○同押第一三五一号（同）
一、同　一千六百四十五円
○同押第一三五二号（同）
一、同　四千四百四十九円
○同押第一三五三号（同）
一、同　二千二十七円
○同押第一三五五号（同）
一、同　四百七円
○同押第一四二五号（同）
一、同　一千九百六十一円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　一枚
四、布紐　一本
○同押第一四三九号（今井六之助窃盗事件）
一、女物洋傘　一本
○同押第一四七二号（宮森朝光外二名賭博事件）
一、骨子　二個
二、ツボ　一個
三、立会封金　百十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

浜松区検察庁

○昭和二十六年押第二一七号（杉本武士窃盗事件）
一、地下足袋　一
○同押第二六七号（石川房平同）
一、布製紺色財布　一
二、現金　三千三十二円
○同押第三〇六号（大庭好雄同）
一、中古晴雨兼用洋傘　二
二、中古ゴム裏草履　一
三、白木綿運動ズボン　二
四、アルマイト製弁当箱　一
五、中古野球用軟式ボール　一
○同押第二八四号（伊藤文一同）
一、自転車用サドル　一
二、同荷カケ　一
三、同ベル　一
四、同スタンド　一
○昭和二十四年押第一〇〇八号（氏名不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金　三百六十一円二十銭
○昭和二十六年押第二四四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五千四百三十九円
二、風呂敷　九
三、布米袋　四
四、紙米袋　三
五、南京袋　一
○同押第二三三九号（同）
一、換価金　九百二十八円
二、綿白地に縞模様入布袋　一
三、綿薄茶色風呂敷　一
○同押第二三四〇号（同）
一、換価金　八百七十四円
二、人絹薄赤に白地布袋　一
三、紫色風呂敷　一
四、茶色同　一
五、黒色同　一
六、油紙　一
○同押第二三三八号（同）
一、換価金　八百十九円
二、綿白地に赤模様風呂敷　一
三、唐草模様付布袋　一
四、青赤模様付弁当風呂敷　一
五、アルミ製弁当箱　一
○同押第二三三四号（同）
一、換価金　四百六円
二、綿製布袋　一
三、綿白地に赤地模様風呂敷　一
四、鱗型模様風呂敷　一
五、アルマイト製弁当箱　一
○同押第二三三六号（同）
一、換価金　千二百十八円
二、綿布袋　一
三、青色縦横縞風呂敷　一
四、油紙　一
○同押第二三三五号（同）
一、換価金　九百二十八円
二、綿製日東印メリケン粉袋　一
三、国防色手提袋　一
四、白色風呂敷　一
五、アルマイト製角盆　一
六、アルマイト製弁当箱　一
七、油紙　一
○同押第二三三五号（同）
一、換価金　五百四十六円
二、綿製茶色地に花模様入り袋　一
三、茶色に花模様入り風呂敷　一

### ○工場財団

東京都墨田区吾嬬町西八丁目四七番地株式会社東北製革所より埼玉県北足立郡谷塚町大字瀬崎字四町田一七九五番地所在の工場に属する建物工作物並に機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたので右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年三月十二日　浦和地方法務局草加出張所

---

大垣市神田町二丁目一番地揖斐川電気工業株式会社より、大垣市神田町二丁目一番、同市西崎町四丁目一番、六十一番、同市木戸町井ノ町九百五番、八百六十三番の三、八百八十五番、木戸町飛野六百四十九番の一、六百五十八番の四、六百八十番の三、六百六十五番の三、木戸町大多羅八百三十番、八百三十八番の一、八百三十七番の一、木戸町道下七百五十九番、七百五十八番の一、七百五十八番の二揖斐川電気工業株式会社大垣工場、大垣市青柳町字角田三百番、字流四百番、字南ハサハ四百十番、字榎戸二百五十番、字北ハサハ四百六十九番の一、字五反田二百十番、同市割田町字丁田四百二十番の二、字明治五百十番、字上田四百五十番、同市外野町字加三田六百三十番、同市割田町字下上田一千四百六十五番の二、一千四百七十二番揖斐川電気工業株式会社青柳工場、大垣市河間町黒平二百十四番の一、字三毛三百十番の二、字黒平二百四十二番の一、二百四十三

P.200

番、二百四十四番、二百四十五番の一、二百五十二番の一、二百五十三番揖斐川電気工業株式会社河間工場に属する土地、建物並びに機械器具に対し新に工場財団に属せしめる為目録変更登記の申請があつたから、新に財団に属すべき動産に対し権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は、本公告の日より三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、右財団に属するものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年三月十二日　岐阜地方法務局大垣支局

---

福山市本庄町字本庄ロ二千六百六番地備後産業株式会社から同会社所有の福山市本庄町字本庄ロ二千六百五番地、二千六百六番地、二千六百七番地、二千六百八番地、二千六百九番地所在の工場に属する工場財団につき新に建物及機械器具を財団に属すべきものとして変更の登記があつたから同財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年三月十二日　広島法務局福山支局

### ○鉱業財団

東京都千代田区神田鍛冶町一丁目一番地の二久恒鉱業株式会社より福岡県嘉穂郡鎮西村穂波村所在の土地建物工作物機械器具並びに福岡県採掘権登録番号第二三三七号の鉱業権に対し鉱業財団組成の為所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産について権利を有するもの又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者は閲覧されたい。

昭和二十七年三月十二日　福岡法務局飯塚支局

### ○漁業財団

東京都台東区南稲荷町百十四番地日本水産株式会社より船籍港東京都の内区の存する区域の汽船第六興南丸に属する船具漁具及附属設備に対し漁業財団組成の為め漁業財団目録追加変更登記の申請があつたから右の財団に属する動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、漁業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年三月十二日　東京法務局

## 裁判所公告（●印は新料金）

### ○押収物還付公告

甲府家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年押第三五号（昭和二十五年少第三〇一、三〇二号窃盗保護事件）
一、口金付女物財布　一箇
二、チヤック付布製財布　一箇
三、布製女物財布　一箇

○昭和二十六年押第九八号（昭和二十六年少第三九六号窃盗、占有離脱物横領保護事件）
一、黒色女物ショール　一枚
二、ズック靴　一足

○同押第一三五号（同少第六二三号食糧管理法違反保護事件）
一、精米換価代金　六百二十一円也

○同押第一五一号（同少第七〇五号窃盗保護事件）
一、自動ライト付中古自転車　一台
二、中古自転車　一台

○昭和二十七年押第五六号（昭和二十四年少第一二号同）
一、赤皮製二つ折財布（認印一箇衣料切符在中）　一箇
二、桃色絹天女持がま口　一箇
三、現金　十二円也

---

名古屋家庭裁判所豊橋支部

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年押第二〇号（昭和二五年少第五一二号窃盗保護事件）
一、立会封金　一金三、〇〇〇円也

○昭和二十六年押第七号（昭和二六年少第一二四、一二五、一二六号同）
一、立会封金　一金七〇〇円也

○同押第二八号（同少第四二四号同）
一、腕時計　一個
二、風呂敷　二枚
三、ワイシャツ　二枚
四、靴下　一足
五、アンダーシャツ　一枚
六、パンツ　一枚

○同押第四四号（同少第五三〇号同）
一、ナイロン製財布　一個

---

岡山家庭裁判所津山支部

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十七年押第五号（昭和二十七年少第六十五号窃盗保護事件）
一、白運動靴　一足

---

鹿児島家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十七年証第四六号（昭和二七年少第二四七号拾得物横領保護事件）
一、腕巻時計　一個

---

山形家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第二六号（昭和二十六年少第一七二号軽犯罪法違反保護事件）
一、出刃庖丁　一丁

○昭和二十七年押第一八号（昭和二十六年少第八二三号窃盗保護事件）
一、自転車用サドルカバー　二個

---

青森家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年保第一八〇号（昭和二十六年(少)第五七二号物価統制令違反保護事件）
一、換価代金　二千四百九十九円也

○同保第三〇八号（同(少)第八六六号食糧管理法違反保護事件）
一、同　四千四百円也

○同保第三五一号（同(少)第九三八号同）
一、同　三千十一円也

○同保第四八六号（昭和二十七年(少)第七三号同）
一、同　三千三百円也

○同保第五〇一号（同(少)第七二号同）
一、同　一千七百九十九円也

○同保第五一〇号（同(少)第一〇九号同）
一、同　一千六百二十七円也

○同保第二七七号（同(少)第八〇一号同）
一、同　一千五百九十二円也

○同保第三五〇号（昭和二十六年(少)第九三七号同）
一、同　四千二百二円也

○昭和二十七年領第一一号（昭和二十七年(少)第四三号銃砲刀剣類等所持取締令違反、住居侵入、暴行、公務執行妨害保護事件）
一、日本刀　一振

○昭和二十六年領第六一号（昭和二十六年(少)第八七三号窃盗詐欺保護事件）
一、女腕時計　一
二、白ワイシャツ　一
三、紺平ズボン　一

○同保第五三五号（昭和二十七年(少)第一八九号食糧管理法違反保護事件）
一、換価代金　一千七百八十九円也

---

高知家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年押第一一四号（昭和二十五年少第七〇九、七一〇、七一一号窃盗保護事件）
一、黒ズック靴　一足
二、布製提鞄　一箇
三、手帳　二冊
四、上服（白色）　一着
五、上服（紺色）　一着

○昭和二十六年押第一七四号（昭和二十六年少第一二三八号窃盗、遺失物横領保護事件）
一、十型腕時計　一箇

○同押第一七八号（同少第一二五五号窃盗保護事件）
一、雑誌（少年読物）　三册

○同押第二二一号（同少第一三八四号窃盗、横領保護事件）
一、単衣着物　一枚
二、一升入れ瓶　一本

○同押第二〇九号（同少第一一〇二号窃盗保護事件）
一、黒ズック靴　一足

○同押第一八四号（同少第一二八七号傷害並銃砲刀剣類等所持取締令違反保護事件）
一、ハンカチ　一枚

## 会社その他の公告

### 鐘淵紡績株式会社第四回物上担保附ち号社債募集公告

今般当会社第四回物上担保附社債総額四十五億円の内第八回発行分ち号社債を左記要項により募集致しますから御申込下さい。

昭和二十七年三月

鐘淵紡績株式会社

一、委託会社　鐘淵紡績株式会社
一、受託会社　帝国銀行（代表）、日本興業銀行及び富士銀行
一、社債の総額　金四十五億円
一、発行方法　数回に分けて発行
一、今回の発行金額　ち号社債金一億円
一、各社債の金額　金一万円及び金十万円の二種
一、社債の利率　年八分五厘
一、発行価額　額面百円につき金九十八円五十銭
一、償還の方法及び期限　期限五年、一年据置後毎半年額面二百五十万円以上を償還又は買入銷却し、期限までに完済
一、利払期　毎年三月、九月の各二十五日
一、元利金支払場所　帝国銀行本店及び一部支店、日本興業銀行本店及び各支店、富士銀行本店及び一部支店、日本勧業、大阪、三和、大和、東海、神戸各銀行本店及び東京支店、東京、朝日各信託銀行本店及び大阪支店、山一、野村、日興、大和、日本勧業各証券会社本店及び大阪支店

一、信託証書及び発行契約証書の各表示　昭和二十五年十一月二十日附第四回物上担保附社債信託証書及び昭和二十七年二月二十六日附本ち号社債発行契約証書
一、担保　当会社所有の東京法務局江戸川出張所登記第一〇七号工場財団（順位第二番）、当会社は前記工場財団上の先順位抵当権を以て担保される第三回物上担保附社債現存額十五億六千八百万円の一部若しくは全部を償還若しくは銷却したときは、その都度遅滞なくこれを担保する先順位抵当権の登記を変更若しくは抹消するものとする。
一、担保の価格に関する調査報告　受託会社の査定によれば前記工場財団は本社債の元利金を担保するに足りる価格を有する。
一、未償還社債総額　金二十六億一千八百万円（昭和二十七年一月末日現在）
一、既に発行に係る各回社債の表示　い号社債金二億円、未償還額二億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十年十二月二十日、ろ号社債金二億円、未償還額二億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年一月二十日、は号社債金一億五千万円、未償還額一億五千万円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年三月二十日、に号社債金二億円、未償還額二億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年五月二十五日、ほ号社債金一億円、未償還額一億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年七月二十五日、へ号社債金一億円、未償還額一億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年九月二十五日、と号社債金一億円、未償還額一億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年十一月二十六日
一、資本金　金十七億八千万円（昭和二十七年一月末日現在）
一、資本の総額に算入される再評価積立金　金二十八億七千四百十七万八千四百二十七円六十七銭
一、現存純財産額　金百六億七千八百四十四万二千七百九十四円二銭（昭和二十六年九月二十五日現在）
一、払込期限　昭和二十七年三月二十五日
一、募集の委託を受けた会社　帝国銀行（代表）、日本興業銀行及び富士銀行
一、引受会社　山一、玉塚、野村、日興、大和、日本勧業、小柳、山叶、角丸、大阪商事、日東、大阪屋、江口、山崎、草川、六鹿、各萬、田口、日本の各証券会社
一、登録機関　帝国銀行（応募登録については無手数料）
一、申込取扱場所　前記引受会社本支店
一、信託証書及び本ち号社債発行契約証書閲覧又は謄写場所及び日時　委託会社及び受託会社の各本支店、毎日営業時間中

右担保附社債信託法第二十二條第三項により承認致します。

共同受託会社　株式会社帝国銀行
共同受託会社　株式会社日本興業銀行
共同受託会社　株式会社富士銀行

### 合併公告

下記甲乙両社は昭和二十七年二月十八日の各株主総会で甲会社は乙会社を合併しその権利義務を承継して存続し乙会社は合併により解散をする決議をしました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたし。

昭和二十七年三月七日

広島市舟入本町二百二十四番地
甲　明治足袋株式会社
広島市舟入本町二百二十四番地
乙　広島足袋工業株式会社

### 解散公告

当会社は昭和二十六年十二月三十一日臨時株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がない時は清算から除斥します。

昭和二十七年二月二十五日

岩国市大字向今津二九五一番地
錦帯木材株式会社
清算人　本田清弘

### 解散公告

当会社は昭和二十六年十二月二十七日臨時株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がない時は清算から除斥します。

昭和二十七年二月二十五日

岩国市大字錦見三四七〇番地
岩国イスヾ自動車株式会社
清算人　石津熊吉

### 解散公告

当会社は昭和二十六年十二月二十七日臨時株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がない時は清算から除斥します。

昭和二十七年二月二十五日

岩国市大字錦見三四一三番地
進藤薬品株式会社
清算人　進藤茂

### 解散公告

当会社は昭和二十六年十二月二十七日臨時株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がない時は清算から除斥します。

昭和二十七年二月二十五日

岩国市大字錦見二〇一八番地
株式会社岩国モータース
清算人　堀本哲

### 解散公告

当会社は昭和二十六年十二月三十一日臨時株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がない時は清算から除斥します。

昭和二十七年二月二十五日

岩国市大字岩国百三番地
株式会社丸進商店
清算人　木原宏作

### 組織変更公告

当会社は昭和二十七年一月十五日の社員総会に於て有限会社の組織を変更し足柄塩業株式会社とすることを決議したから組織変更に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から三箇月以内に当会社まで申出で下さい。

昭和二十七年一月十六日

神奈川県小田原市新玉四丁目五三六番地
足柄塩業有限会社
代表取締役　柴堅治

### 資本減少公告

株式会社日本経済新聞社は昭和二十七年二月二十八日の株主総会において資本の額八千十五万円を八千万円に減少することを決議しましたが之に対し異議のある債権者は本公告掲載日より二箇月以内に当会社にその申立を願ひます。若し右期間内にその申立がないときは右資本減少を御承認になつたものと看做します。

昭和二十七年三月十二日

東京都中央区日本橋茅場町二の十六
株式会社日本経済新聞社

### 減資公告

当会社は昭和二十七年三月一日の臨時株主総会で資本の額金八百万円を金三百万円に、発行済株式総数一万六千株を六千株に減少する事を決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出で下さい。

昭和二十七年三月十二日

東京都中央区日本橋浜町三丁目十番地
丸上商事株式会社

### 第二十二期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

資産の部

| | |
|---|---|
| 什器備品 | 九四六、一四六・八五 |
| 売掛金 | 一八、五六四、〇一九・三八 |
| 預金 | 八、〇一四、〇八〇・二三 |
| 仮払金 | 一、三四〇、二三八・一三 |
| 受取手形 | 二、五〇三、〇八四・二一 |
| 土地建物 | 一、五三八、二七三・二三 |
| 立替金 | 三一六、六九五・一二 |
| 売掛債権 | 三、九七三、七八九・一四 |
| 現金 | 九九六、六一三・九六 |
| 未経過保険料 | 九、五七九・三六 |
| 未経過利子 | 一一九、七八五・〇〇 |
| 在庫消耗品費 | 一三、五〇〇・〇〇 |
| 合計 | 三八、三三五、八〇四・六一 |

負債の部

| | |
|---|---|
| 借入金 | 二八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 買掛金 | 二、〇八四、四五一・五五 |
| 退職積立金 | 四二、五〇〇・〇〇 |
| 資本金 | 三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 法定積立金 | 八一、七〇〇・〇〇 |
| 信認金 | 一、九五九、八一九・七五 |
| 繰越金 | 三、三七八・五三 |
| 仮受金 | 二、七五二、三三三・七〇 |
| 別途積立金 | 九二、五〇〇・〇〇 |
| 当期純益金 | 三、一九一、三三一・〇八 |
| 合計 | 三八、三三五、八〇四・六一 |

昭和二十七年二月二十七日

宮城県渡波港
株式会社渡波魚市場

### 第九回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方

| | |
|---|---|
| 土地建物 | 三、〇一六、五四六・〇〇 |
| 什器備品 | 七九三、一七三・〇〇 |
| 有価証券 | 八一八、三二〇・〇〇 |
| 差入保証金 | 一九五、八八五・〇〇 |
| 出張所勘定 | 二、九七九、四一〇・〇五 |
| 仮払金 | 八、一五八、四九七・〇〇 |
| 未成請負工事 | 九一、三四六、三七二・八五 |
| 未収金 | 六、六八六、二〇〇・八六 |
| 預金 | 一四、九五九、五六六・八八 |
| 現金 | 七六、三五八・四七 |
| 受取手形 | 一七、一三三、七六七・〇〇 |
| 貯蔵品 | 一三、七八〇、六七六・二九 |
| 未経過保険料 | 四四、九二一・八九 |
| 計 | 一五九、九八八、六九五・二九 |

貸方

| | |
|---|---|
| 資本金 | 二、一〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸積立金 | 八、五八〇、〇〇〇・〇〇 |
| 再評価積立金 | 二、七五二、一三六・〇〇 |
| 繰越金 | 一三三、四六六・九六 |
| 仮受金 | 四、二四六、〇〇六・〇六 |
| 前受金 | 九三、九七五、六三一・三〇 |
| 支払手形 | 九、八四九、六四七・〇〇 |
| 買掛金 | 六、七九七、八〇六・四四 |
| 未払金 | 一、六〇七、〇四八・一〇 |
| 割引手形 | 九、三〇〇、六六三・〇〇 |
| 当期損益金 | 二〇、六四七、二九〇・四三 |
| 計 | 一五九、九八八、六九五・二九 |

昭和二十七年二月

栗原工業株式会社

### 第六期決算書

昭和二十六年十二月三十一日現在

| | |
|---|---|
| 固定資産 | 一五四、〇一〇・〇〇 |
| 流動資産 | 五、五九八、三三五・一八 |
| 棚卸資産 | 三、八六五、五八二・八〇 |
| 諸口資産 | 九八二、〇〇〇・〇〇 |
| 借方計 | 一〇、五九九、九二七・九八 |
| 株主勘定 | 一、二四三、四一六・三六 |
| 流動負債 | 七、四八四、三三五・〇〇 |
| 諸引当金 | 一、一六九、三一五・〇〇 |
| 当期利益金 | 七〇二、八六一・六二 |
| 貸方計 | 一〇、五九九、九二七・九八 |

昭和二十七年二月

奈良市押上町八番地
株式会社吉田商店

### 第十五期決算公告

（昭和二十六年十二月三十一日現在）

貸借対照表

借方の部

| | |
|---|---|
| 預金及現金 | 一〇八、五〇六、六九五・七八 |
| 受取手形 | 四四五、八〇一、〇三〇・六一 |
| 売掛金 | 五八七、一六二、二七一・五二 |
| 有価証券 | 三一、四三六、八〇〇・〇〇 |
| 商品 | 三六六、三六〇、九七一・四四 |
| 仮払金 | 二〇、六三〇、五六七・五〇 |
| 前渡金 | 七三、五五二、四三五・九八 |
| 保証金 | 一二四、四九〇・八〇 |
| 未収入金 | 二、六六七、三一六・一一 |
| 建設物 | 二七、八九六、四一〇・〇一 |
| 機械車輛 | 五、九五二、三一六・〇〇 |
| 什器備品 | 三、一四八、三三九・〇〇 |

# 第7552号

|  |  |
|---|---|
| 土地 | 一〇、一九四、三四一・四〇 |
| 合計 | 一、六八三、四三三、九八六・一四 |
| 貸方の部 |  |
| 支払手形 | 六七九、二七七、八二五・〇六 |
| 割引手形 | 一三八、〇二〇、七三九・七〇 |
| 買掛金 | 五九七、二四五、九四九・九七 |
| 代行勘定 | 七、六三七、三八七・七〇 |
| 仮受金 | 二、四〇四、三九一・四四 |
| 前受金 | 七二、八九八、九一六・五九 |
| 未払金 | 一三、一二八、六五九・六三 |
| 借入金 | 一五、一〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸引当金 | 二五、七〇九、三九九・二〇 |
| 資本金 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 資産評価積立金 | 二、六九四、七三〇・三〇 |
| 法定積立金 | 三、一〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 別途積立金 | 二八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 退職慰労資金 | 一六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 繰越金 | 一、〇〇九、二六五・〇三 |
| 当期利益金 | 五二、二〇六、七二一・五二 |
| 合計 | 一、六八三、四三三、九八六・一四 |

大阪市西区新町通一丁目十四番地
**キゲタ鋼管株式会社**

**使用済郵便切手買入**
記念切手特殊切手百枚五十円以上
普通切手　百枚三円以上
東京都渋谷区穏田三ノ一六七
**フクオ**

## 第七十九期決算公告

貸借対照表
昭和二十六年十二月三十一日現在

|  |  |
|---|---|
| 資産の部 |  |
| 現金、預金 | 一、七三三、七六七・一一 |
| 受取手形 | 二、八二一、三三〇・〇〇 |
| 売掛金 | 八、二八四、二五六・〇〇 |
| 有価証券 | 七六〇、七七六・〇〇 |
| 原料 | 三、一四二、八七七・〇〇 |
| 半製品 | 一七、九九五、四四一・六六 |
| 製品 | 一、五六六、一一〇・〇〇 |
| 容器 | 二、八九四、九一七・五〇 |
| 仮払金 | 二、三三五、九八〇・四〇 |
| 建物 | 五、五四四、四七三・〇〇 |
| 構築物 | 一、八〇〇、一三五・〇〇 |
| 機械装置 | 一、〇五四、四〇七・〇〇 |
| 車輌運搬具 | 二五五、三七一・〇〇 |
| 什器備品 | 八八二・二八 |
| 土地 | 一、〇二四、八七〇・八五 |
| 未経過保険料 | 四九九、九九五・五〇 |
| 資産合計 | 四九、一六五、五八〇・三〇 |
| 負債の部 |  |
| 支払手形 | 二、五四九、〇九六・〇〇 |
| 割引手形 | 一、五二三、二三〇・〇〇 |
| 未払金 | 三、四一二、一八四・〇〇 |
| 借入金 | 一四、三五〇、〇〇〇・〇〇 |
| 仮受金 | 四三八、九三六・〇〇 |
| 払込資本金 | 一二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 再評価積立金 | 八、五九一、一二二・〇一 |
| 利益準備金 | 一、四〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 任意準備金 | 一、二〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 別途準備金 | 一、〇二〇、〇〇〇・〇〇 |
| 繰越利益金 | 一一三、二一四・〇六 |
| 当期利益金 | 二、五六九、七九八・二三 |
| 資本及負債合計 | 四九、一六五、五八〇・三〇 |

昭和二十六年十二月三十一日
**泉醤油株式会社**

国際観光旅館連盟会員
国鉄推薦旅館
日本交通公社
クーポン取扱
札幌市
**丸惣旅館**
電話代表②〇一一二番
一一三番
一一四番

## 貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

|  |  |
|---|---|
| 資産の部 |  |
| 現金 | 五六四、七三三・九三 |
| 銀行預金 | 四、四〇八、八五七・一四 |
| 受取手形 | 一一〇、九三六・〇〇 |
| 工事代未収入金 | 三、九二八、四六四・四九 |
| 未収分譲賦金 | 四、七四六、一三八・二五 |
| 木材 | 五二、九四二・六三 |
| 一般資材 | 三、五九一、三九七・七二 |
| 営業用土地 | 七、八七〇、一四七・九八 |
| 未完成工事 | 一三〇、四一二、六〇五・六三 |
| 貯蔵品 | 二、二〇六、九六三・二一 |
| 未収入金 | 一、八八〇、七七二・〇六 |
| 公庫特別勘定 | 三、〇二〇、二一八・二〇 |
| 仮払金 | 三三五、五二一・〇〇 |
| 建物 | 三、八五二、〇九六・二九 |
| 車輌機械 | 五、二四四、五七九・二〇 |
| 備品什器 | 一、二〇七、一三六・〇〇 |
| 有価証券 | 五五、九二五・〇〇 |
| 土地 | 一、六六二、八〇九・四〇 |
| 前期繰越損失金 | 三八、九六九、一四六・〇一 |
| 当期損失金 | 四、五四三、三七六・一六 |
| 合計 | 二一七、六六四、七六六・三〇 |
| 負債の部 |  |
| 支払手形 | 五、七八八、二三五・五〇 |
| 買掛金 | 九一、六六二・〇〇 |
| 借入金 | 一七七、四〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 工事代未払金 | 四、五九四、五六五・六〇 |
| 工事代前受金 | 一九、三三七、九二四・四〇 |
| 預り金 | 三一四、三九四・〇〇 |
| 仮受金 | 一三七、九八四・八〇 |
| 資本金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 合計 | 二一七、六六四、七六六・三〇 |

### 金融公庫関係特別勘定

|  |  |
|---|---|
| 資産の部 |  |
| 現金 | 六五、七〇二・七三 |
| 銀行預金 | 六、五七六、五一八・〇〇 |
| 土地 | 二二、〇〇三、八五一・三九 |
| 建物 | 六六、五二九、〇〇〇・〇〇 |
| 未完成工事 | 二四五、〇六六、三八七・〇〇 |
| 工事代前渡金 | 六、八一〇、〇〇〇・〇〇 |
| 未決事務費 | 九、二四八、六一三・三八 |
| 仮払金 | 二〇、〇〇〇・〇〇 |
| 当期損失金 | 一、九五七、四九七・二八 |
| 合計 | 三五八、二七七、五六九・七〇 |
| 負債の部 |  |
| 未払金 | 五、二八六、七一六・〇〇 |
| 仮受金 | 五〇、〇〇〇・〇〇 |
| 預り金 | 三一、八四五・五〇 |
| 公庫融資金 | 二一八、二九五、〇六八・〇〇 |
| 融資借入金 | 一〇七、〇七五、四〇一・〇〇 |
| 一時借入金 | 二五、四〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 本社勘定 | 二、〇二〇、二一八・二〇 |
| 前期繰越金 | 一一八、三二一・〇〇 |
| 合計 | 三五八、二七七、五六九・七〇 |

昭和二十七年二月二十八日
**兵庫県住宅建設株式会社**

## 第二十五期決算公告

貸借対照表
昭和二十六年十二月三十一日現在

|  |  |
|---|---|
| 借方（資産の部） |  |
| 預貯金現金 | 一六、一三三、一九三・四三 |
| 未収入金 | 二、七七一、〇六五・二七 |
| 有価証券 | 一、二二八、〇〇〇・〇〇 |
| 在庫品勘定 | 一三六、〇五五・四〇 |
| 未経過勘定 | 一、三四六、一五九・五五 |
| 他店勘定 | 二六三、一〇七・〇〇 |
| 貸付金立替金 | 二三一、五八一・〇〇 |
| 仮払金 | 一、四一四、三九六・四一 |
| 不動産、什器 | 三一九、九四八・〇〇 |
| 船舶 | 六三、九七二、七五三・八五 |
| 預け金 | 一五五、四七九・〇〇 |
| 後期繰越金 | 一〇、六〇五、八一五・三四 |
| 合計 | 九八、五七七、五五四・二五 |
| 貸方（負債の部） |  |
| 未払金 | 六、四七五、八四六・八六 |
| 借入金 | 四八、六八〇、〇〇〇・〇〇 |
| 国持分勘定 | 八、九三五、八三三・四二 |
| 仮受金預り金 | 三、三八七、九四七・九七 |
| 資本金 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 利益準備金 | 三〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸積立金 | 七九七、九二六・〇〇 |
| 合計 | 九八、五七七、五五四・二五 |

昭和二十七年二月
神戸市生田区海岸通五番地
**福洋汽船株式会社**

## 第三十三期貸借対照表

昭和二十七年一月三十一日

|  |  |
|---|---|
| 資産の部 |  |
| 現金、預金 | 七四、六〇三、四三三・八三 |
| 売掛金 | 三六、六三六、九九〇・〇五 |

|  |  |
|---|---|
| 仮払金 | 一〇、四九〇、五〇〇・〇〇 |
| 貸金 | 一、一一七、〇〇〇・〇〇 |
| 商品 | 一三、九二五、九五二・五二 |
| 有価証券 | 四、九九八、二六六・五三 |
| 供託公債 | 四、四二〇、〇〇〇・〇〇 |
| 土地建物備品 | 二四二、九八四、一一三・一五 |
| 合計 | 四九八、一七六、二五五・〇八 |
| 負債の部 |  |
| 買掛金 | 九三、六九三、二七二・九九 |
| 借入公債 | 四、四二〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸預り金 | 五〇、九五六、二〇九・〇〇 |
| 仮受金 | 五、八五二、六六七・〇七 |
| 納税引当金 | 四、七八三、八三六・〇〇 |
| 資本金 | 一七、五〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 再評価積立金 | 一九二、九五八、四六四・〇〇 |
| 法定利益準備金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 配当積立金 | 一二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 別途積立金 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 退職手当積立金 | 六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 前期繰越金 | 五、九〇五、一三八・四二 |
| 当期純益金 | 七四、一〇六、六六七・六〇 |
| 合計 | 四九八、一七六、二五五・〇八 |

右の通り
昭和二十七年三月
札幌市南一條西二丁目十一番地
**株式会社丸井今井**

平和條約発効の時期至る！
今こそ世界の現状を把握しよう。

**国際統計要覧**
**世界の統計**
**総理府統計局編集**

A５判　130頁　150円　〒16円

講和後のわが国国民経済の繁栄を図るには、先づ第一に世界の現状を適確に把握する必要がある。本書は此の要望に応えて特に詳細平易に記述し、統計利用者の便宜を図った権威者である。政治・外交・経済・教育関係者必携の書であると共に、又広く一般人士、学生の参考書として好個の統計資料である。

**特色**
☆日本の国勢を科学的に知りうる。
☆世界各国の凡ゆる統計をもうらした。
☆統計局が責任を持って正確を期した。
☆特に中学上級、高校の参考書に好適である。

**―内容―**
□面積人口及び人口密度□主要都市の人口□婚姻率□平均余命表□産業別人口□農業生産高（米、大豆、コーヒー等13種類）□家畜数及び畜産物（馬、牛等8種類）□漁業生産高□鉱業生産高（鉄、石炭等22種類）□工業生産高（綿糸、パルプ、自動車等22種類）□電力生産高□国際航路□品目別輸出入高□貿易額□国民所得□社会保障□住宅類（附録）度量衡換算表。通貨換算表

販売所　全国各地の官報販売所・主要書店
又は印刷庁内直売代理部へ！
東京都牛込局区内（振替）東京22013番

◎号外　三月十日付参会第二十一号八頁●同十一日付第十九号二二頁
◎附録　二十六年十一月三十日付衆会第二十三号附録(二)(その四)三二頁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料　実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三二一一―三五九
振替東京一九〇〇〇　官報課